Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

アジア新興国の外資規制の研究ー実務レベルにおける対応方針の提言に向けてー

安田，健一

(Degree)
博士（法学）
(Date of Degree)
2023-09-25
(Date of Publication)
2024-09-01
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第8709号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485893

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏　名	安田（やすだ）　健一（けんいち）
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	アジア新興国の外資規制の研究 ―実務レベルにおける対応方針の提言に向けて―
審　査　委　員	主査　教　授　川島富士雄
	教　授　中野俊一郎
	教　授　行澤一人

論文内容の要旨

新興国や途上国では、安全保障に関する外資規制だけでなく、国内産業を保護するという目的や、外国資本に国内資本とのジョイント・ベンチャー法人形成を強制し、ジョイント・ベンチャー法人の運営を通じて国内に技術を移転させること等を目的とした、産業政策の側面を持つ外資規制も設けられている。外資規制には、外国資本による投資を直接規制するもののほか、事実上外国資本による参入の障壁になっている制度もある。人口減少局面にある日本の企業及び資本にとって、外国への進出は今後ますます重要となり、その障壁となる外資規制の理解とこれへの対応もまた、より重要度を増していくと考えられる。しかしながら、外資規制とそれに対する対応について、実務的な観点も踏まえた上で、現状を整理するとともに提言を行うような先行研究は限られてきた。

このような背景の下、本論文は、日本資本がアジアの新興国、とりわけ中国及びタイに対して進出する場合の外資規制に焦点を当て、それらの規制の内容及び影響を調査するともに、従来行われてきた政策上の対応及び実務上の対応の内容及び課題を整理・検討した上で、外資規制に対する実務面からの対応方法を提言しようとするものである。

本論文はより具体的に以下のような研究課題を設定する。

① アジア新興国各国の外資規制はどのようなものか。

② 中国及びタイにおける外資規制の背景事情、沿革はどのようなものか。また、これらの外資規制によって日本企業による進出にどのような支障が生じているか。

③ 中国及びタイにおける外資規制に対し、国家間の条約や、経済団体による要請等、どのような政策上の対応が行われているか。これらの政策上の対応によってどのような効果が生じているか。

④ 中国及びタイにおいて、外資規制によって生じる支障に対し、実務上の対応策としてどのような手法が用いられているか。また、それらの効果及び課題はどのようなものか。

⑤ 上記①から④までの内容を踏まえ、中国及びタイにおける投資環境のさらなる改善のためにどのような実務上の対応が考えられるか。

本論文は全６章で構成される。第１章は、序論であり、上記の背景や問題意識を説明した上で、日本の対外直接投資額の観点から、調査対象国としてアジアの新興国 5 か国（中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインド）を選定し、その中でも上位 2 カ国である中国及びタイを詳細な調査対象国とする方針を示す。さらに同章は上記の研究課題を整理した上で、先行研究が限られるため、文献調査に加え、筆者自身が実務上得た経験・知見を参照する他、中国及びタイのそれぞれにおける日本資本による進出実務に造詣の深い専

門家や中国及びタイのそれぞれにおいて日本資本による進出を支援する団体に対して聞き取り調査を実施し、情報及び示唆を得るとの研究手法を採用することを説明する。

第２章は、調査対象国とした中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインドの外資規制の概要を整理する。調査対象国の共通点として、いずれも、いわゆるネガティブリスト方式を導入し、外国資本による投資は原則自由としつつ、ネガティブリストの対象事業については、完全に禁止するか、内国資本との共同出資によるジョイント・ベンチャー会社を設立して事業を行わせる等の制約を課していることが指摘される。他方、調査対象国の相違点として、外国資本による土地の所有に関する規制は調査対象国の間でも異なっていること、詳細な調査対象国のうち、中国はそもそも土地の私有が認められておらず、私人間では土地使用権の取引が行われているところ、外国人や外国法人は土地使用権を単独で取得することができないが、外国資本が出資している中国法人であれば土地使用権を得ることができる一方で、タイでは、土地は所有権の対象となるが、外国人及び外国法人のほか、タイ法人であっても、外国資本の出資比率及び頭数比率に基づき土地法における「外国人」に該当する場合には原則として土地の所有権を取得できないことが指摘される。

第３章は、詳細な調査対象国である中国及びタイにおける外資規制に焦点を当て、両国の外資規制の沿革と日本資本への影響をまとめる。まず、中国については、改革開放路線の採用後、外国資本が中国に進出するための制度の整備が進み、WTO 加盟をきっかけに、外国資本への市場開放や外国資本に対する不利益取り扱いの改善を加速させたこと、習近平政権の発足後も、一般的な傾向としては、外商投資法の制定等、外国資本に対する市場開放と内国資本と比べた際の外国資本の平等な取扱いはさらに拡大する傾向にあるが、経済安全保障の観点から外国資本による投資及び事業活動への制約を強化する動きも見られることが指摘される。

さらに中国の外資規制に関しては、外資規制制度の不明確さ、法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別、制度に由来する外資企業による事業活動の制約、事実上の内資優遇政策の存在といった問題点が指摘されていること、また、外資規制によって日本資本による出資比率に上限が設けられている場合や、事実上設けられている内資優遇政策の対象企業となるために、日本資本出資者及び中国内国資本出資者によるジョイント・ベンチャー企業が設立され出資者間における経営方針・経営文化の違いや、中国側パートナー出資者等による不適切な行為（そして、それに対する備えの欠如）等のために様々なトラブルが発生しうることも指摘している。

他方、タイにおける外資規制については、その基本的な枠組みは、外国人事業法に基づき、同法が定義する「外国人」に該当する者が一定の事業を行うことを原則禁止するというものであると指摘した上で、このようなタイの外資規制への対応として、外国資本がタイ内国資本との間で、タイ側株主がマジョリティ出資を行うことで外国人事業法上の外国人の定義にあてはまらないジョイント・ベンチャー企業を設立するという手法による進出が数多く行われてきた経緯を説明する。

さらに、タイの外資規制に関しては、外資規制制度の不明確さや他国企業の不当な優遇

といった問題点が指摘されていること、また、タイにおいては、外国人事業法に基づく許可制度が不明確であるということも一因となって、上記のようなジョイント・ベンチャー企業をタイ内国資本とともに設立し外資規制を回避するという手法が広く取られてきたところ、タイ側株主に経営を支配されるケースを典型例とする、日本側株主とタイ側株主とのジョイント・ベンチャー企業を巡るトラブルが多く発生していることも指摘される。

第４章は中国及びタイの外資規制に対して政策レベル及び実務レベルで実施されている対策について紹介する。まず、中国については、日本と中国が参加する二国間及び多国間の条約として、GATS、日中投資保護協定、日中韓投資協定、RCEP 協定があり、外国投資家による投資活動を保護するための定めが置かれていること、また、日中経済協会や日中投資促進機構、中国日本商会といった団体が、外資規制に関する要望の発表や中国政府に対する申入れ等を行っていることが指摘される。

さらに、中国において実務レベルで実施されている外資規制への対応策としては、VIE スキームや名義貸しといったものがあるが、いずれについても関連する契約が無効と判断される等のリスクが指摘されていることを明らかにしている。

他方、タイについては、日本とタイが参加する二国間及び多国間の条約として、GATS、日タイ経済連携協定、AJCEP 協定、RCEP 協定があり、外国投資家による投資活動を保護するための定めが置かれていること、また、貿易・投資円滑化ビジネス協議会や、バンコク日本人商工会議所といった団体が、外資規制に関する要望の発表や中国政府に対する申入れ等を行っていることが指摘される。

さらに、タイにおいて実務レベルで実施されている外資規制への対応策としては、外国人事業法に基づく許可の取得や投資奨励制度に基づく外資規制免除措置の取得、名義貸し、複数議決権スキームの活用といったものがあるが、外国人事業法に基づく許可の取得は認められにくい、投資奨励制度に基づく外資規制免除措置は利用できる場面が限られている、名義貸しや複数議決権スキームについては違法の疑いがあるといった問題点が指摘されていることを明らかにしている。

第 5 章は、以上を踏まえ、中国及びタイの外資規制に対する実務レベルの対応策の提言を行う。まず、中国の外資規制制度等への実務レベルの対応として、以下のとおり提言している。

①外資規制対象業種かどうかの判断に際しては、経験のある専門家のサポートを受けて検討を行う。この際、専門家が具体的な事業内容・事業計画を正確に把握できるよう丁寧に情報共有を行うべきである。行政当局担当者から回答が得られたとしても、当局として責任を持った回答ではなく担当者の個人的見解に過ぎない場合があるため留意が必要である。

②法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別等への対応としては、担当者の上席者を含めた当局との交渉（説得の材料として、各種法令違反の指摘等が考えられる）や、大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れやこれら機関・団体への相談といった対応が考えられる。特に、不当な対応が担当者の判断・裁量

レベルで行われているものではなく、実際には組織的な方針に基づくものである場合、個々の企業による活動で状況が改善する可能性は低いと言わざるを得ず、大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れや、下記③の長期的なアプローチが必要になると考えられる。

③大使館・領事館や各種経済団体への情報共有及び相談は、目前の問題事例への対応としてだけではなく、長期的・一般的な問題解決のためのアプローチにも役立つものである。個々の問題事例に関する情報が経済団体等に蓄積され、当該団体等による提言等の形で公表されることによって、日本政府として、条約等の締結・改正や、中国政府に対する改善申し入れのニーズを把握することが可能となる。中国の制度や政策に基づく問題点については、このような長期的なアプローチによる解決が必要と考えられる。

④中国出資者とのジョイント・ベンチャー企業を設立する場面においては、設立時の出資者間契約や定款における手当、ジョイント・ベンチャー企業の運営に関する留意点、撤退・ジョイント・ベンチャーの解消といった場面において、日本側出資者が自己の利益を保護するために留意すべき点が複数存在する。

他方、タイの外資規制制度等への実務レベルの対応として、以下のとおり提言しいている。

①外資規制対象業種かどうかの判断に際しては、経験のある専門家のサポートを受けて検討を行うべきである点は中国と同様である。投資奨励制度と比べ外国人事業法上の許可は取得が困難と指摘されているが、許可を得られるかどうかの事前検討においても、申請をする場合の当局者対応においても、実績のある専門家のサポートを受けることが有用である。

②大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れやこれら機関・団体への相談が有用である点、一般的な制度の改善には長期的なアプローチが必要となる点も中国と同様である。

③タイ株主とのジョイント・ベンチャー企業を設立する場面においても、中国同様の留意点が当てはまる。特に、タイでは柔軟な機関設計や機関の権限設定が可能であるため、これを活用して日本側株主の利益の保護を試みるべきである点や、ジョイント・ベンチャー企業の運営に際して、中国よりもさらに言語の問題が大きな支障となりがちである点に留意すべきである。

第 6 章は、アジア新興国で事業活動を行うための会社法制や外資規制の制度、実務上受け入れられている外資規制対応策は国ごとに異なるため、具体的な対応は国ごとに検討をせざるを得ないと本論文の限界を示すとともに、専門家を起用することの重要性、大使館・領事館や経済団体を通じた申し入れや長期的アプローチも視野にいれる点、内国資本との間でジョイント・ベンチャー企業を設立する際、制度上可能な範囲で自らの利益保護を試みるべきであるといった基本的な視点は、当該国の特定の制度を前提としないものであり、中国及びタイ以外の新興国にも妥当することを指摘して、本論文を締めくくっている。

論文審査の結果の要旨

新興国や途上国では、安全保障や国内産業保護等さまざまな理由で外資規制が設けられており、これらは日本企業が外国に進出する際にしばしば直面する大きな法的障壁となっている。こうした外資規制にいかに対応するかは実務的に極めて重要であるにもかかわらず、十分な研究が蓄積されてこなかった。本論文は、そうした課題について、文献調査のみならず、筆者自身の実務経験や進出実務に詳しい専門家に対する聞き取り調査を踏まえて、研究上の欠缺を埋めることを狙った意欲的な論文である。

本論文の第 1 章で指摘されているように、特定国の外資規制の沿革と分析を行う研究も見られるが、それらの数は極めて限られている。さらに、弁護士等の実務専門家が執筆する特定国のビジネス関連法に関する書籍が、実務対応のための参考情報として、当該国の外資規制及び留意点について整理していることもあるが、それらも体系的に分析したものとはいえない。

このような背景の下、本論文は、日本の対外直接投資額で上位 5 カ国である中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインドを調査対象国として選定し、その中でも上位 2 カ国である中国及びタイを詳細な調査対象国として設定した上で、これらの国における外資規制の現状を整理するとともに、実務的な提言を行うことを目指している。この分野で、体系的に現状と課題を整理した上で、実務的対応を具体的に提言した初めての研究として独自の貢献をするものと高く評価することができる。

より具体的には第 2 章が、調査対象国のいずれも、ネガティブリスト方式を採用し、外国資本による投資は原則自由としつつも、ネガティブリストの対象事業については、完全に禁止するか、内国資本との共同出資によるジョイント・ベンチャー会社を設立して事業を行わせる等の制約を課している点で共通していると指摘する一方で、調査対象国における外国資本による土地の所有に関する規制は調査対象国の間でも、それぞれの特徴が認められることを指摘している。

さらに中国及びタイの外資規制とその影響により焦点を当てた第 3 章は、中国において、法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、事実上の内資優遇政策の存在といった問題点を紹介した上で、外資規制の対応として設立された日中企業間のジョイント・ベンチャーにおいてさまざまなトラブルが発生していることを指摘する。また、タイにおいても「外国人」に該当する者が一定の事業を行うことを原則禁止する外国人事業法の基本的枠組みを紹介し、これへの対応としてタイ側株主がマジョリティ出資を行うことで外国人事業法上の外国人の定義にあてはまらないジョイント・ベンチャー企業を設立するという手法が採用されているところ、やはりジョイント・ベンチャーを巡るトラブルが頻出していることが指摘されている。

第 4 章は、第 3 章で紹介された規制及び影響を受け、中国及びタイの外資規制に対して

政策レベル及び実務レベルでこれまで実施されている対策について紹介している。政府等による政策レベルでの対策として、それぞれとの二国間及び多国間条約といった取り組みに加え、例えば、中国であれば、日中経済協会、日中投資促進機構、中国日本商会、タイであれば貿易・投資円滑化ビジネス協議会、バンコク日本人商工会議所といった団体による外資規制に関する要望の発表や中国政府に対する申入れ等の活動が紹介される。他方、両国において個々の企業による実務レベルで実施されている外資規制への対応策のうち、VIE スキーム、名義貸し、複数議決権スキームには関連する契約が無効、違法と判断される等のリスクが伴うことも指摘している。

第 5 章は、第 4 章で紹介した現状を踏まえ、中国及びタイの外資規制に対する実務レベルの対応策について具体的な提言を行っている。同章における提言は、外資規制そのものに対する対応、法制度上存在しないはずの事実上の規制に対する対応、ジョイント・ベンチャーにともなうトラブルの予防・対応等、具体的なシナリオに応じて詳細に提言されている。その中でも特に、法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制等への対応として、担当者の上席者を含めた当局との交渉の手法の存在を指摘している点、大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れやこれら機関・団体への情報共有及び相談といった対応が、目前の問題事例への対応としてだけではなく、個々の問題事例に関する情報が経済団体等に蓄積され、当該団体等による提言等の形で公表されることで、条約等の締結・改正や、中国政府に対する改善申し入れのニーズを把握することが可能となる等の形で長期的・一般的な問題解決のためのアプローチにも役立つものであると指摘している点が注目される。

以上、本論文は、日本からアジア新興国への進出時の外資規制への対応という実務的な課題を設定しつつも、単なる手引きに終わらず、各国規制やそれへの対応の共通点を抽出し、それらの対応に伴う法的リスクを明確に指摘し、かつ、それらに関する具体的な対応策を提示することに成功している。特に本論文はアジア新興国への進出実務において従来から発展してきたノウハウを論文という形で言語化した点、短期的な実務的対応と長期的な政策的対応の架橋として各国進出企業の所属する経済団体等が果たしうる機能の重要性を指摘した点に大きな独自の貢献を認めることができる。

もっとも、本論文には課題も残る。第 1 に、第 3 章の中国及びタイの外資規制の内容や影響がやや網羅的な紹介に終始しており、１つ１つの規制や影響が必ずしも深く掘り下げられずに提示されている印象が残った。第 2 に、聞き取り調査が活用されているが、聞き取り調査の対象者・対象機関が具体的名称だけでなく属性も含め十分に開示されていないため、その重要性や信頼度が把握しにくいとの指摘が審査委員からなされた。これは調査対象者の意向によるものとはいえ、本論文が採用した研究手法の１つの限界を示している。第 3 に、第 2 章で外資規制の概要が整理された 5 カ国全体の中で、本論文が詳細な調査対象国として取り上げた中国とタイがいかなる特徴を有するのか、それにともない本論文の指摘や提言の一般的有用性にどのような限界が認められるのか等、より丁寧な分析を加えるべきであったとの指摘が審査委員からなされた。

このように本論文にはいくつかの課題が残るものの、本論文の全体を通じて、実務的に重要性が高まっているアジア新興国における外資規制及びそれらに対する対応に関する研究上の欠缺を埋めるべく努め、日本から中国及びタイに対する投資の場面に焦点を当て、外資規制に対する実務的対応の現状とそのリスクを具体的に指摘し、かつ実務的対応と政策的対応の架橋の必要性を含め具体的な提言を行った点は高く評価できる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である安田健一氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和　５年　９月　１日

審査委員　主査　教　授　川島富士雄

教　授　中野俊一郎

教　授　行澤一人